

第2章 違反被疑事件の審査及び処理

第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実、違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

平成29年度においては、審査事件のうち、必要なものについては独占禁止法の規定に基づく権限を行使して審査を行い（法第47条）、違反する事実があると認められ、排除措置命令等をしようとするときは、意見聴取を行い（法第49条等）、意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を参酌し（法第60条）、排除措置命令等を行っている。

また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している（注1）。

さらに、違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打ち切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している。

平成29年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの〔第1－2表〕を除く。）は、前年度からの繰越しとなっていたもの21件及び年度内に新規に着手したものの122件の合計143件であり、このうち年度内に処理した件数は118件であった。118件の内訳は、排除措置命令が13件、違反行為は認定したが、排除措置命令を行うことができる期間を経過していた（注2）ため、審査を終了し、公表した事例が1件、警告が3件、注意が88件及び違反事実が認められなかったため審査を打ち切ったものが13件となっている（第1－1表参照）。

（注1）公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）に基づき、事前手続を経ることとしている。

（注2）公正取引委員会は、独占禁止法の規定に基づき、違反行為がなくなった日から5年を経過したときは、排除措置命令等を行うことができない。

第1－1表 審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注1）を行ったものを除く。）

年 度			25	26	27	28	29
審査 件数	前年度からの繰越し		13	10	11	15	21
	年度内新規着手		137	118	127	134	122
	合 計		150	128	138	149	143
処理 件数	措 置 法的	排除措置命令	18	10	9	11	13
		対象事業者等の数	210	132	39	51	41
	そ の 他	終 了（違反認定）	0	0	0	1	1
		警 告	1	1	6	10	3
		注 意	114	102	106	84	88
		打 切 り	7	4	2	22	13
		小 計	122	107	114	117	105
	合 計		140	117	123	128	118
次年度への繰越し		10	11	15	21	25	
令 等 課 徴 金 納 付 命	対象事業者数	176	128	31	32 (注3)	32	
	課徴金の納付を命ずる審決	5	0	0	0	0	
	課徴金額（円）（注2）	302億4283万	171億4303万	85億1076万	91億4301万 (注3)	18億9210万	
告 発			1	0	1	0	1

（注1）申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

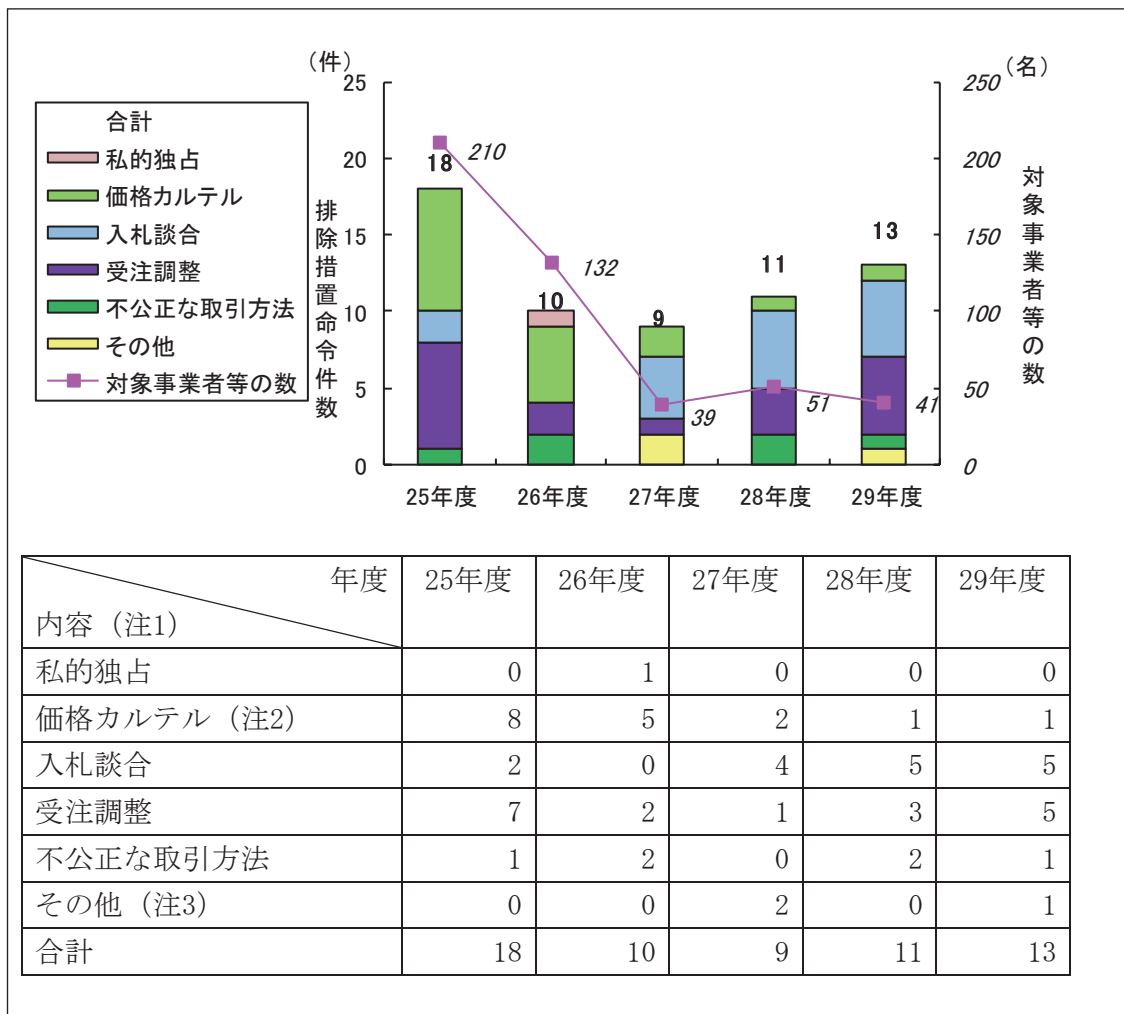
（注2）平成17年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成17年法律第35号〕をいう。以下同じ。）による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含む。

（注3）課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した9名の事業者に対して、独占禁止法第63条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定を、また、1名の事業者に対して、同条第2項に基づき、課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果、課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第1－2表 不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

年 度	25	26	27	28	29
不当廉売事案における注意件数 （迅速処理によるもの）	1,366	982	841	1,155	457

第1図 排除措置命令件数等の推移



(注1) 複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。
(注2) 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。
(注3) 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

平成29年度における処理件数を行為類型別にみると、価格カルテル5件、入札談合5件、受注調整6件、不公正な取引方法98件、その他4件となっている（第2表参照）。排除措置命令は13件であり、この内訳は、価格カルテル1件、入札談合5件、受注調整5件、不公正な取引方法1件、その他1件となっている（第2表及び第3表参照）。

第2表 平成29年度審査事件（行為類型別）一覧表

処理 行為類型（注1）		法的措置	終了 （違反認定）	警告	注意	打切り	合計
私的独占		0	0	0	0	0	0
不当な取引制限	価格カルテル（注2）	1	0	0	4	0	5
	入札談合	5	0	0	0	0	5
	受注調整	5	1	0	0	0	6
	小 計	11	1	0	4	0	16
不公正な取引方法 （注3）	再販売価格の拘束	0	0	0	4	0	4
	その他の拘束・ 排除条件付取引	0	0	0	2	0	2
	優越的地位の濫用	0	0	0	49	0	49
	不当廉売	0	0	2	26	13	41
	その他	1	0	1	0	0	2
	小 計	1	0	3	81	13	98
そ の 他（注4）		1	0	0	3	0	4
合 計		13	1	3	88	13	118

（注1）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

（注3）事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不公正な取引方法に分類している。

（注4）「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第3表 法的措置件数（行為類型別）の推移

年度 行為類型（注1）		25	26	27	28	29	合計
私的独占		0	1	0	0	0	1
不当な取引制限	価格カルテル（注2）	8	5	2	1	1	17
	入札談合	2	0	4	5	5	16
	受注調整	7	2	1	3	5	18
	小 計	17	7	7	9	11	51
不公正な取引方法	再販売価格の拘束	0	0	0	1	0	1
	その他の拘束・排除条件付取引	0	0	0	1	0	1
	取引妨害	0	1	0	0	0	1
	優越的地位の濫用	1	1	0	0	0	2
	その他	0	0	0	0	1	1
	小 計	1	2	0	2	1	6
その他（注3）		0	0	2	0	1	3
合 計		18	10	9	11	13	61

（注1）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

（注3）「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

2 課徴金納付命令等

(1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（同法第7条の2第1項、第2項及び第4項、第8条の3、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5並びに第20条の6）。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたもの並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

平成29年度においては、延べ32名に対し総額18億9210万円の課徴金納付命令を行った。

(2) 課徴金減免制度の運用状況

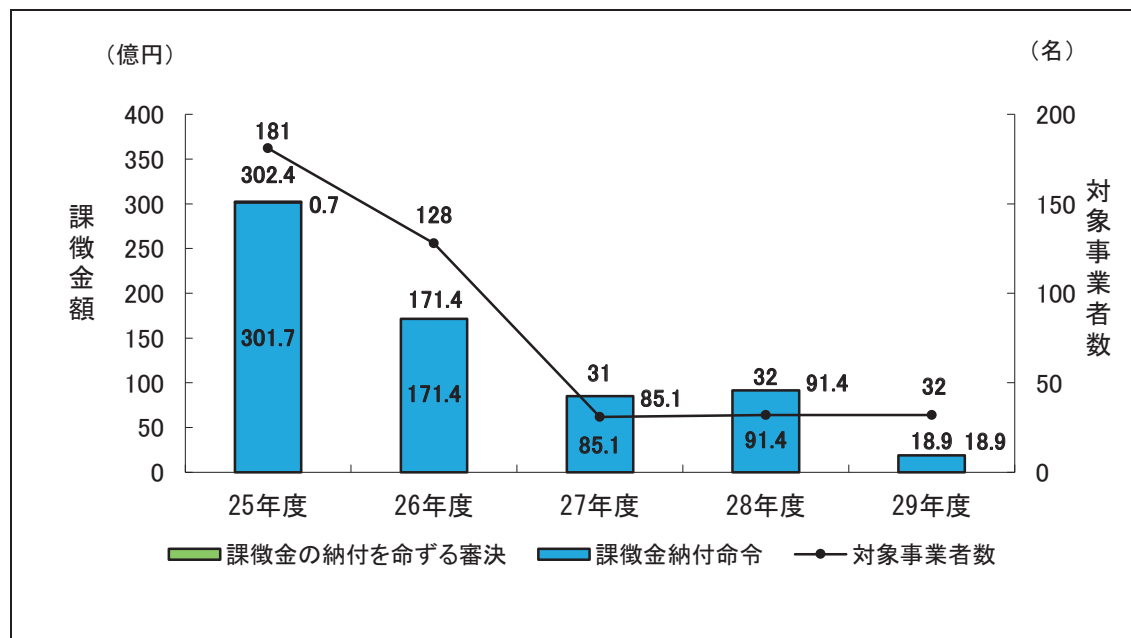
平成29年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は103件であった（課徴金減免制度導入〔平成18年1月〕以降の件数は1,165件）。

なお、平成29年度においては、11事件延べ35名の課徴金減免申請事業者について、これらの事業者の名称、免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。

（注）公正取引委員会は、法運用の透明性等の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>）に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免の申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

公表された事業者数には、課徴金減免の申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含む。

第2図 課徴金額等の推移



(注) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含む。

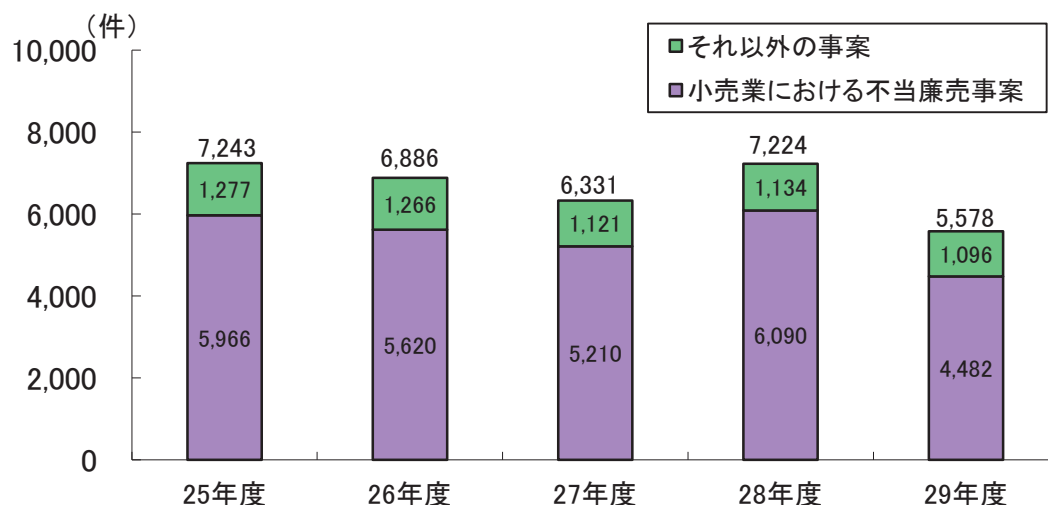
3 申告等

平成29年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に報告（申告）された件数は5,578件であった（第3図参照）。この報告が書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、当該報告をした者に措置結果を通知することとされており（法第45条第3項）、平成29年度においては、5,902件の通知を行った。

また、公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、平成29年度においては、同システムを利用した申告が873件あった。

さらに、平成29年度においては、電力分野、農業分野、IT・デジタル関連分野に係る情報提供窓口（平成28年3月、4月、10月設置）に加え、ガス分野に係る情報提供窓口を設置（平成29年6月）し、これら分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集に積極的に取り組んだ。

第3図 申告件数の推移



4 関係官庁等への要請等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての審査の過程において、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、関係官庁等に要請等を行っている。平成29年度においては、以下のとおり要請等を行った。

- (1) (公財)日本ユニフォームセンターに対する申入れ(平成30年2月20日)(事件詳細については後記第2 **1** (4)参照)

東日本電信電話(株)が発注する作業服の入札参加業者らによる受注調整事件の審査の過程において、東日本電信電話(株)から調達に係る相談、生地検査等の業務を受託していた(公財)日本ユニフォームセンターの担当者が、特定の販売業者に対し、入札参加予定者、入札の目標価格等の情報を教示し、独占禁止法違反行為を助長していたことから、今後、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

- (2) 経済産業省に対する要請(平成30年3月9日)(事件詳細については後記第2 **2** 参照)

(公社)神奈川県LPGガス協会による一定の事業分野における事業者の数の制限事件の審査の過程において、(公社)神奈川県LPGガス協会に入会せずに神奈川県の区域内にのみ販売所を設置してLPGガス販売事業を行おうとする者にとって、LPGガス損害賠償責任保険の契約の締結が一般的に困難な状況にある事実が認められたため、LPGガス販売事業を行おうとする者にとってLPGガス損害賠償責任保険の契約が容易となるような環境整備を図るよう経済産業省に要請した。

5 審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第 47 条の規定に基づいて審査官がした立入検査、審尋等の処分を受けた者が、当該処分に不服があるときは、公正取引委員会の審査に関する規則（平成 17 年公正取引委員会規則第 5 号）第 22 条第 1 項の規定により、当該処分を受けた日から 1 週間以内に、その理由を記載した文書をもって、当委員会に異議の申立てをすることができる。

平成29年度において、アマゾンジャパン（同）から審査官がした処分に対し、異議申立てがなされ、調査の結果、当該処分について違法性又は不当性は認められないとして、平成30年5月11日、これを却下した。

また、任意の供述聴取については、聴取対象者等が、聴取において「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定。以下「審査手続指針」という。）第2の「2 供述聴取」に反する審査官等による言動があったとする場合には、原則として、当該聴取を受けた日から 1 週間以内に、書面により、公正取引委員会に苦情を申し立てることができる（審査手続指針第2の4）。

平成29年度における任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況は第4表のとおりであり、調査の結果、審査手続指針に反する審査官等の言動等があったとは認められなかったとして却下している。

第4表 任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況

苦情申立て の類型 処理結果	供述聴取時の手続・ 説明事項に関するもの (審査手続指針第2 の2(2))	威迫・強要など審査 官等の言動に関する もの (審査手続指針第2 の2(3)ア)	聴取時間・休憩時間 に関するもの (審査手続指針第2 の2(4))	供述調書の作成・署 名押印の際の手続に 関するもの (審査手続指針第2 の2(5))	合計
処理件数	0	1	0	0	1
却下したもの	0	1	0	0	1
必要な措置を講 じたもの	0	0	0	0	0

第5表 平成29年度法的措置一覧表

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	課徴金の総額 (最低額～最高額)	法的措置 対象事業 者等の数	違反法条	排除措置 命令 年月日
1	29 (措) 8	東京都が発注する個人防護具の入札参加業者らに対する件	東京都発注（平成26年度）の個人防護具の入札参加業者らが、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意していた。	-	2	第3条後段	29.12.12
2	29 (措) 9	東京都が発注する個人防護具の入札参加業者らに対する件	東京都発注（平成27年度）の個人防護具の入札参加業者らが、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意していた。	-	2	第3条後段	29.12.12
3	30 (措) 1	東日本旅客鉄道株が発注する接客型制服の販売業者に対する件	J R 東日本向け接客型制服の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	1644万円 (196万円～ 819万円)	4	第3条後段	30.1.12

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	課徴金の総額 (最低額～最高額)	法的措置 対象事業 者等の数	違反法条	排除措置 命令 年月日
4	30 (措) 2	東日本旅客鉄道 ㈱が発注する技 術型制服及び検 修型制服の販売 業者に対する件	J R 東日本向け技術型制服及び検修型制服の 販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者 が供給できるようにしていた。	325万円 (156万円～ 169万円)	2	第3条後 段	30. 1. 12
5	30 (措) 3	東日本旅客鉄道 ㈱が発注する盛 夏シャツ・ズボ ンの販売業者に 対する件	J R 東日本向け盛夏シャツ・ズボンの販売業 者が、発注単価を既存の発注単価と同額又はそ れ以上の額となるようにし、継続して供給でき るようにしていた。	645万円 (115万円～ 394万円)	3	第3条後 段	30. 1. 12
6	30 (措) 4	西日本旅客鉄道 ㈱が発注する制 服の販売業者に 対する件	J R 西日本向け制服の販売業者が、受注予定 者を決定し、受注予定者が受注できるようにし ていた。	1915万円 (125万円～ 979万円)	8	第3条後 段	30. 1. 12
7	30 (措) 5	ハードディスク ドライブ用サス ペンションの製 造販売業者に 対する件	我が国のHDD製造販売業者向けサスペン ションの製造販売業者が、相互に協調し、販売 価格を維持する旨を合意していた。	10億7616万円 (3億6194万円～ 7億1422万円)	2	第3条後 段	30. 2. 9
8	30 (措) 6	東日本電信電話 ㈱が発注する作 業服の入札参加 業者らに対する 件	N T T 東日本等向け作業服の入札参加業者ら が、受注予定者を決定し、目標価格を上回る価 格で入札し、受注予定者が受注できるようにし て、既存の納入者が引き続き納入できるように する旨を合意していた。	-	2	第3条後 段	30. 2. 20
9	30 (措) 7	大分県農業協同 組合に対する件	大分県農協は、こねぎの販売受託に関し、個 人出荷を理由として味一ねぎ部会を除名された 5名に対して、味一ねぎに係る販売事業及び集 出荷施設に係る利用事業を利用させない行為を 行っている。	-	1	第 19 条 (一 般 指定第4 項)	30. 2. 23
10	30 (措) 8	(公社) 神奈川 県 L P ガス協会 に対する件	神奈川県 L P ガス協会は、切替営業を行う入 会希望者の入会申込みについて否決し、もって 当該入会希望者が協会団体保険に加入できなく なることにより、神奈川県内の L P ガス販売事 業に係る事業分野における現在又は将来の事業 者の数を制限している。	-	1	第8条第 3号	30. 3. 9
11	30 (措) 9	東京都が発注す る二層式低騒音 舗装工事の工事 業者に対する件	東京都発注の二層式低騒音舗装工事の工事業 者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注 できるようにしていた。	3億4064万円 (1806万円～ 8796万円)	6	第3条後 段	30. 3. 28
12	30 (措) 10	東京港埠頭㈱が 発注する舗装工 事の工事業者に 対する件	東京港埠頭㈱発注の舗装工事の工事業者が、 受注予定者を決定し、受注予定者が受注でき るようにしていた。	1億7619万円 (922万円～ 9412万円)	5	第3条後 段	30. 3. 28
13	30 (措) 11	成田国際空港㈱ が発注する舗装 工事の工事業者 に対する件	成田国際空港㈱発注の舗装工事の工事業者 が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注で きるようにしていた。	2億5382万円 (1744万円～ 7982万円)	7	第3条後 段	30. 3. 28
合 計				18億9210万円	45		

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)を指す。

第6表 平成29年度に違反認定したものの排除措置命令を行わなかった事例

件名	内容	違反法条	公表年月日
米国ドル建て国際機関債の取引を行う事業者に対する件	外国に所在する金融機関2社が、我が国に所在する特定の金融機関が見積依頼を行った米国ドル建て国際機関債に係る取引について、英国ロンドンに所在するトレーダーの間で、情報ベンダーが提供するチャット機能を利用して顧客からの既発債の購入について情報交換を行い、2社のうち一方が、他方が顧客に提示したとするスプレッド（注）よりも大きいスプレッドを提示することにより、他方が当該取引を受注できるようにする旨を合意した。 （注）米国ドル建て国際機関債の利回りと、当該債券と償還期間が同程度の米国債の利回りとの差をいう。スプレッドが大きいほど当該債券の価格は低下する。	第3条後段	30. 3. 29

（注）本件は、違反行為を認定したが、排除措置命令を行うことができる期間（違反行為がなくなった日から5年）を経過していたため、審査を終了した。

第7表 課徴金制度の運用状況（注1）

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円
2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	（注2）28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	（注3）38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	（注4）270億2546万円
21年度	106	360億7471万円
22年度	156	720億8706万円
23年度	277	（注5、6）411億9965万円

24年度	113	250億7644万円
25年度	181	302億4283万円
26年度	128	171億4303万円
27年度	31	85億1076万円
28年度	32	91億4301万円
29年度	32	18億9210万円
合計	8,810	4007億1400万円

(注1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

(注2) 平成15年9月12日、協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について、審決認定(平成10年3月11日、課徴金額1934万円)の課徴金額のうち967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された(同判決は確定した。)

(注3) 平成16年2月20日、土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について、審決認定(平成15年6月13日、課徴金額586万円)の課徴金額のうち302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された(同判決は確定した。)

(注4) 三菱樹脂㈱に対する審判事件について、平成28年2月24日、課徴金納付命令(平成21年2月18日、課徴金額37億2137万円)のうち、37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注5) エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について、審決を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、平成26年10月14日、課徴金納付命令(平成23年5月26日、課徴金額36億3911万円)のうち、7億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注6) 日本トイザらス㈱に対する審判事件について、平成27年6月4日、課徴金納付命令(平成23年12月13日、課徴金額3億6908万円)のうち、2億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

6 独占禁止法審査手続に関する指針に基づく事件調査の運用状況

(1) 本件に係る経緯等

公正取引委員会は、平成27年12月25日に、「独占禁止法審査手続に関する指針」(以下「審査手続指針」という。)について、平成28年1月4日から適用する旨と併せて、「公表後2年を経過した後、本指針に基づく事件調査の運用についてフォローアップを実施し、関連する法制度の状況等を踏まえながら、本指針の原案に対する意見募集において違反被疑事業者等が防御を行うことを確保する観点から意見が提出された事項(いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権、審尋調書の形式等)についての検討を含め、必要に応じ本指針の見直しを行っていくこととする。」と公表している。

これを受け、今般、公正取引委員会は、審査手続指針に基づく事件調査の運用状況について確認を行った。その運用状況を概括すると、審査官等は審査手続指針を遵守していると評価できる。

(2) 審査手続指針に基づく事件調査の運用状況

審査手続指針の対象となる行政調査手続を行った事件について、後記アからウまでの事件調査手続の内容ごとに審査手続指針に示された標準的な実施手順や留意事項等について、運用状況の確認を行った。

ア 立入検査

イ 供述聴取

ウ 報告命令・報告依頼

対象期間は、平成28年1月4日から平成29年12月31日までであり、対象事件数は47件(私的独占1件、不当な取引制限28件、不公正な取引方法17件、その他1件)であった。

ア 立入検査

立入検査を行った事件数と立入検査先の総数は、下表のとおりであった。

事件数	立入検査先の総数（注）
21件	432件

（注）延べ数である。

(7) 立入検査時の手続・説明事項（審査手続指針第2の1(2)）

立入検査先の総数432件の全て（100％）について、立入検査場所の責任者等に対し、審査官証の提示及び被疑事実等の告知書の交付等を行った。事業者等向け説明資料の手交については、既に手交済みであったことから同説明資料を手交しなかったものなど14件を除く418件（96.8％）で行った。

(4) 立入検査の対象範囲（審査手続指針第2の1(3)）

a 居宅検査

立入検査先の総数432件のうち、会社に保管されているべき資料が居宅に保管されていることが疑われたなどの事情により、審査官が事件調査に必要であると判断して居宅を検査した事例が38件（8.8％）あった。

b 法務部門の検査

立入検査先の総数432件のうち、過去に営業部門に在籍していた者が立入検査時に法務部門に在籍しており、被疑事実に係る資料が法務部門にある同人の机等に保管されている可能性があったなどの事情により、審査官が事件調査に必要であると判断して法務部門を検査した事例が3件（0.7％）あった。

(5) 立入検査当日の謄写対応（審査手続指針第2の1(4)ウ）

a 立入検査当日の謄写対応の状況

立入検査当日に提出物件の謄写の求めがあった224件の全て（100％）について、謄写を認めた。

b 立入検査翌日以降の閲覧・謄写の状況

立入検査の翌日以降に提出物件の閲覧・謄写の求めがあった88件の全て（100％）について、閲覧・謄写を認めた。このうち、4件（4.5％）は会議室の確保が出来なかったなどの事情により相手方の希望日の数日後に閲覧・謄写の対応を行ったが、それ以外の84件（95.5％）は相手方の希望日どおりに閲覧・謄写の対応を行った。

(6) 立入検査における弁護士の立会い（審査手続指針第2の1(5)）

立入検査先の総数432件の全て（100％）について、立入検査場所の責任者等を立ち合わせた。また、立入検査の際に弁護士の立会いの求めがあった21件の全て（100％）について、弁護士の立会いを認めた。

イ 供述聴取

供述聴取の総数は、4,790件であった。

(7) 供述聴取時の手続・説明事項（審査手続指針第2の2(2)）

供述聴取に際して審査官等が行うべき手続等のうち、供述聴取の法的性格の説明については、供述聴取の総数4,790件のうち、2件を除く4,788件（99.9％）で行わ

れた。また、事業者等向け説明資料のウェブ掲載場所の教示又は同説明資料の手交については、3件を除く4,787件（99.9%）で適切に行われた。供述聴取の法的性格の説明又は事業者等向け説明資料の教示若しくは手交が適切に履行されなかったものは、審査手続指針適用直後の平成28年1月に行われた供述聴取であって審査官等の認識が足りていなかったなどの事情によるものであった。

また、供述を録取した書面について審査官等から意見聴取手続等における開示可能性を説明した場合などにおいて、今後の事業活動に与える影響について懸念が示された事例等9件（0.2%）については、聴取対象者に対して、意見聴取手続における閲覧・謄写はマスキングによる部分開示も有り得る旨や閲覧・謄写した供述調書等の内容の目的外使用が禁止されている旨などを説明することにより対応した。

(イ) 供述聴取における留意事項

a 威迫、強要等（審査手続指針第2の2(3)ア）

供述聴取における威迫、強要その他供述の任意性を疑われるような方法等については、審査手続指針に基づく苦情申立ての対象となるところ、審査手続指針の適用後、5件の苦情申立てがあったものの、いずれも苦情申立制度が対象とする審査官等の言動等に該当するものではない、又は審査手続指針に反する審査官等の言動等があったとは認められなかったとして却下された。

b 弁護士を含む第三者の立会い等（審査手続指針第2の2(3)イ）

(a) 弁護士等の立会い

供述聴取において、弁護士等の立会いを認めた事例はなかった。

(b) 録音・録画及び調書の写しの交付

供述聴取において、録音・録画を認めた事例及び調書の写しの交付を認めた事例はいずれもなかった。

(c) メモの録取

供述聴取において、聴取対象者によるメモの録取を認めた事例はなかった。審査官等が供述聴取の適正円滑な実施の観点から聴取対象者による書き取りを認めた事例は256件（5.3%）あった。書き取りの内容は、次回聴取までの確認事項、聴取の要旨などであった。

(ロ) 聴取時間・休憩時間（審査手続指針第2の2(4)）

a 聴取時間

審査手続指針において、供述聴取は、1日につき8時間（休憩時間を除く。）までを原則としているところ、供述聴取の総数4,790件のうち4,775件（99.7%）については8時間以内に聴取を終えており、聴取時間が8時間を超えたものは15件（0.3%）であった。この15件のうち13件（86.7%）は聴取対象者の同意を得ていたが、2件（13.3%）については同意を得ていなかった。

なお、この2件は、いずれも8時間以内に聴取を終える予定であったところ、聴取終了間際に行われた次の供述聴取までの確認事項を整理する過程で、聴取対象者からの質問とその回答に時間を費やした結果として聴取時間が8時間を超えてしまったため、聴取時間が8時間を超えることについて聴取対象者の同意を得ることが出来なかったなどの理由によるものであった。

また、審査手続指針において、供述聴取はやむを得ない事情がない限り午後10時以降に及ぶ聴取は避けなければならないとしているところ、聴取が午後10時以降に及んだものは5件（0.1%）であった。この5件は、いずれも審査官等が審査長等の了解を経て聴取対象者の同意を得た上で行われたものであった。

b 休憩時間（昼食のための比較的長めの休憩を含む。）

審査手続指針において、供述聴取の休憩時間については、①長時間に及ぶ供述聴取では適時適切に確保、②休憩中、原則として聴取対象者の行動を制約（付添い）せず、外部への連絡やメモ取りは妨げない（口裏合わせ等のおそれがある場合は除く）、③食事時間等の比較的長めの休憩時間には、供述聴取に支障が生じない範囲で、聴取対象者が必要に応じて弁護士と相談できる時間となるよう配慮するとしている。

供述聴取1回当たりの平均休憩回数は、2.1回であった。他方、1回の聴取において全く休憩時間を確保しなかったものは545件（11.4%）あったが、これらのうち聴取時間が3時間未満のものは501件（91.9%）であった。

また、少なくとも1回以上の休憩時間を確保した4,245件のうち95件（2.2%）において、休憩時間（食事時間以外のもの）に審査官等が付添いを行ったものの、これらは聴取対象者自らの求めによるトイレの道案内などのための付添いであった。

加えて、食事時間等のための休憩時間を取った3,135件のうち、休憩時間を1時間以上としたものは2,926件（93.4%）であり、休憩時間を短くして早く聴取を終了してほしいなどの聴取対象者からの求めに対応して休憩時間を1時間未満としたものは209件（6.6%）であった。また、3,135件のうち76件（2.4%）では、審査官等が付添いを行ったものの、これらはいずれも聴取対象者が弁当を持参し、会議室で食事を済ませたいなどの聴取対象者自らの求めに対応したものであった。

(イ) 調書の作成・署名押印の際の手続（審査手続指針第2の2(5)）

審査手続指針では、審査官等が供述調書等を作成した場合には、これを聴取対象者に読み聞かせ、又は閲覧させて、誤りがないかを問うなどの手続面で遵守すべき事項が記載されているところ、審査官等が作成した供述調書等の総数2,353通の全て（100%）について、これらが履行された。このうち、読み聞かせ・閲覧の際の増減変更（調書の記載の追加、削除及び訂正）に関する聴取対象者からの申立ては、260通（11.1%）の供述調書等においてなされた。このうち230通（88.5%）について審査官等が全部又は一部を認め、調書末尾に訂正内容を追記する方法により対応した。残る30通（11.5%）については、審査官等が申立ての趣旨を確認した後、聴取対象者に録取内容の趣旨等を説明した結果、聴取対象者が申立てを取り下げた。

また、供述調書等の総数2,353通のうち、聴取対象者が誤りのないことを申し立てたにもかかわらず、記憶が曖昧な部分を会社に戻って確認したいなどの理由により署名押印を拒絶したとしてその旨を供述調書等に記載したものは10通（0.4%）であった。

ウ 報告命令・報告依頼（審査手続指針第2の3）

審査手続指針では、報告命令を行う場合には、法的根拠、報告の期限や命令に応じ

ない場合の罰則について記載した報告命令書を送達するなどの手続面で遵守すべき事項が記載されているところ、報告命令を行った652件の全て（100％）において、これらが履行された。

また、審査手続指針では、報告依頼を行う場合においても、報告期限等を記載した報告依頼書を送付するなどの手続面で遵守すべき事項が記載されているところ、報告依頼を行った1,019件の全て（100％）において、これらが履行された。

第2 法的措置等

平成29年度においては、13件について法的措置を採った。また、違反行為は認定したが、排除措置命令を行うことができる期間を経過していたため、審査を終了し、公表した事例が1件あった。これら14件の違反法条をみると、独占禁止法第3条後段（不当な取引制限の禁止）違反12件、同法第8条3号（事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限）違反1件及び同法第19条（不公正な取引方法の禁止）違反1件となっている。

これら14件の概要は次のとおりである。

1 独占禁止法第3条後段違反事件

(1) 東京都が発注する个人防护具（注1）（注2）の入札参加業者らに対する件（平成29年（措）第8号・第9号）

排除措置年月日	違反法条
29.12.12	独占禁止法第3条後段

（注1）「个人防护具」とは、防護服、手袋、ゴーグル、マスクその他着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具をいう。

（注2）本件違反行為の対象となった个人防护具は、東京都が平成26年5月26日に「个人防护具（ガウン等セット）外3点の買入れ」と称する件名で入札公告をした个人防护具（以下「平成26年度発注の个人防护具」という。）及び東京都が平成27年5月27日に「个人防护具（ガウン等セット）外9点の買入れ」と称する件名で入札公告をした个人防护具（以下「平成27年度発注の个人防护具」という。）である。

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令（注4）	
				平成26年度発注の 個人防護具	平成27年度発注の 個人防護具
1	エア・ウォーター・メディエイチ㈱（注3）	東京都品川区西五反田二丁目12番3号	代表取締役 石川 直由	○	
2	新成物産㈱	東京都中央区日本橋兜町13番2号	代表取締役 五十嵐 勤	○	○
3	センチュリーメディカル㈱	東京都品川区大崎一丁目11番2号	代表取締役 茂谷 貴彦		○
4	丸紅㈱	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	代表取締役 國分 文也	—	—

（注3）エア・ウォーター・メディエイチ㈱は、平成28年4月1日、ヘルスケアードック㈱から現商号に変更したものである。

（注4）「排除措置命令」欄の記載の意味は次のとおりである。

- ・「○」は、当該事業者が排除措置命令の対象事業者（以下(1)において「名宛人」という。）であることを示している。
- ・「—」は、排除措置命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
- ・「／」は、当該事業者が違反事業者ではないことを示している。

イ 違反行為の概要

(7) 平成26年度発注の個人防護具に係る違反行為

エア・ウォーター・メディエイチ㈱（以下「エア・ウォーター・メディエイチ」という。）、丸紅㈱（以下「丸紅」という。）及び新成物産㈱（以下「新成物産」という。）は、平成26年7月7日に開催した営業責任者等による会合において、平成26年度発注の個人防護具について、各社の利益を確保するため

- エア・ウォーター・メディエイチ側（エア・ウォーター・メディエイチ及びエア・ウォーター・メディエイチが平成26年度発注の個人防護具の入札に参加させる者をいう。以下同じ。）の入札参加者を受注すべき者（以下(1)において「受注予定者」という。）とし、受注予定者の入札価格をおおむね11億円とすること
- 丸紅及び新成物産は、エア・ウォーター・メディエイチ側が丸紅及び新成物産から平成26年度発注の個人防護具のうち一部の製品を購入して東京都に納入し、丸紅及び新成物産がおおむね1億5000万円の利益を得られるようにすることを条件として、受注予定者が前記aで定めた価格で受注できるように協力すること
- 入札が不調となり2回目の入札が行われる場合には、受注予定者は入札価格を1000万円引き下げ、それにより生じる利益の減少分を丸紅及び新成物産並びにエア・ウォーター・メディエイチが折半することとし、受注予定者以外の入札参加者は2回目の入札を辞退すること

を合意することにより、公共の利益に反して、平成26年度発注の個人防護具の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(4) 平成27年度発注の個人防護具に係る違反行為

センチュリーメディカル㈱（以下「センチュリーメディカル」という。）、丸紅及び新成物産は、平成27年7月7日に開催した営業責任者等による会合において、平

成27年度発注の個人防護具について、各社の利益を確保するため

- a センチュリーメディカル側（センチュリーメディカル及びセンチュリーメディカルが平成27年度発注の個人防護具の入札に参加させる者をいう。以下同じ。）の入札参加者を受注予定者とし、受注予定者の入札価格をおおむね15億8000万円とすること
- b 丸紅及び新成物産は、センチュリーメディカル側が丸紅及び新成物産から平成27年度発注の個人防護具のうち一部の製品を購入して東京都に納入し、丸紅及び新成物産がおおむね2億5000万円の利益を得られるようにすることを条件として、受注予定者が前記aで定めた価格で受注できるように協力することを合意することにより、公共の利益に反して、平成27年度発注の個人防護具の取引分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

前記イの違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

- (7) 名宛人は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - a 前記イの合意が消滅していることを確認すること。
 - b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都が発注する個人防護具について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと。
- (4) 名宛人は、それぞれ、前記(7)に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、東京都に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (5) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都が発注する個人防護具について、受注予定者を決定してはならない。

(2) 東日本旅客鉄道(株)又は西日本旅客鉄道(株)が発注する制服の販売業者に対する件（平成30年（措）第1号～第4号）

排除措置年月日	違反法条
30. 1. 12	独占禁止法第3条後段

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令及び課徴金額 (上段：排除措置命令，下段：課徴金額)				
				東日本旅客鉄道(株)向け				合計
				接客型制服 (注1)	技術型制服及び検修型制服 (注2)	盛夏シャツ・ズボン (注3)	西日本旅客鉄道(株)向け制服 (注4)	
1	(株)三越伊勢丹	東京都新宿区新宿三丁目14番1号	代表取締役 杉江 俊彦	○ 819万円	△	△	△	1件 819万円
2	東洋物産(株)	東京都渋谷区神宮前一丁目17番5号	代表取締役 岡崎 正夫	○ 391万円	△	○ 115万円	△	2件 506万円
3	丸紅メイト(株)	東京都千代田区神田錦町三丁目20番地	代表取締役 岸 晴彦	○ 238万円	○ 169万円	○ 136万円	○ 199万円	4件 742万円

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令及び課徴金額 (上段：排除措置命令，下段：課徴金額)				
				東日本旅客鉄道(株)向け			西日本旅客鉄道(株)向け制服 (注4)	合計
				接客型制服 (注1)	技術型制服及び検修型制服 (注2)	盛夏シャツ・ズボン (注3)		
4	(株)大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場二丁目18番11号	代表取締役 好本 達也	○				1件
				196万円				196万円
5	双日ジーエムシー(株)	東京都港区赤坂八丁目1番22号	代表取締役 林屋 治夫	—	—		—	—
6	東洋紡 S T C (株)	大阪市北区堂島浜二丁目2番8号	代表取締役 西山 重雄		○		○	2件
					156万円		233万円	389万円
7	新陽(株)	東京都中央区日本橋室町四丁目3番5号	代表取締役 倉持 真一			○		1件
						394万円		394万円
8	(株)ジェイアル西日本伊勢丹	京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町901番地	代表取締役 瀬良 知也				○	1件
							979万円	979万円
9	(株)そごう・西武	東京都千代田区二番町5番地25	代表取締役 林 拓二				○	1件
							379万円	379万円
10	(株)岩本商会	大阪市中央区安堂寺町一丁目2番2号	代表取締役 岩本 敬介				○	1件
							125万円	125万円
11	ニッケ商事(株)	大阪市中央区瓦町三丁目3番10号	代表取締役 石井 徹男				○	1件
							—	—
12	伊藤忠商事(株)	大阪市北区梅田三丁目1番3号	代表取締役 岡藤 正広				○	1件
							—	—
13	(株)チクマ	大阪市中央区淡路町三丁目3番10号	代表取締役 堀松 渉				○	1件
							—	—
違反事業者数				5社	3社	3社	9社	延べ20社 (実数13社)
排除措置命令対象事業者数				4社	2社	3社	8社	延べ17社 (実数12社)
課徴金納付命令対象事業者数				4社	2社	3社	5社	延べ14社 (実数9社)
課徴金額				1644万円	325万円	645万円	1915万円	4529万円

(注1)「東日本旅客鉄道㈱(以下「JR東日本」という。)向け接客型制服」とは、JR東日本の運転士、駅員等の接客業務に従事する者が着用する制服のうち、JR東日本向け盛夏シャツ・ズボンを除くものをいう。

(注2)「JR東日本向け技術型制服」とは、JR東日本の線路上の保守点検、工事等の技術業務に従事する者が着用する制服をいう。また、「JR東日本向け検修型制服」とは、JR東日本の車両の点検修理業務に従事する者が着用する制服をいう。

(注3)「JR東日本向け盛夏シャツ・ズボン」とは、JR東日本の運転士、駅員等の接客業務に従事する者が着用する制服のうち、盛夏時に着用する男性用のシャツ及びズボンをいう。

(注4)「西日本旅客鉄道㈱(以下「JR西日本」という。)向け制服」とは、JR西日本の業務に従事する者が着用する制服をいう。

(注5)表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注6)表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注7)表中の「/」は、当該取引分野における違反事業者ではないことを示している。

イ 違反行為の概要

(7) J R東日本発注の制服

a J R東日本向け接客型制服

前記アの表記載の5社（番号1ないし5記載の事業者）は、遅くとも平成24年9月5日以降、J R東日本向け接客型制服について、発注単価の低落防止等を図るため、供給すべき者（以下(2)において「供給予定者」という。）を決定し、供給予定者が供給できるように協力する旨の合意の下に

- (a) 既存業者（見積り合わせが行われる時点で当該制服の品目をJ R東日本に供給している者をいう。後記bにおいて同じ。）を供給予定者とする
- (b) i 過去の発注実績から供給者が1者となることが見込まれる品目については、供給予定者が提示する見積価格は自ら定め、供給予定者以外の者は、供給予定者が提示する見積価格よりも高い見積価格を提示する
- ii 過去の発注実績から供給者が2者となることが見込まれる品目については、供給予定者が提示する見積価格は自ら又は供給予定者間で定め、供給予定者以外の者は、供給予定者が提示する見積価格よりも高い見積価格を提示し、最も低い見積価格を提示する供給予定者が㈱ジェイアール東日本商事（以下「ジェイアール東日本商事」という。）（注8）との価格交渉において最初に応諾する
- iii 過去の発注実績から供給者が4者となることが見込まれる品目については、供給予定者間で最も低い見積価格を提示する者を定め、最も低い見積価格を提示する者以外の供給予定者は、最も低い見積価格よりも高い見積価格を提示し、最も低い見積価格を提示する供給予定者がジェイアール東日本商事との価格交渉において最初に応諾する

などにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、J R東日本向け接客型制服の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注8）J R東日本が、制服の調達事務を委託している者。

b J R東日本向け技術型制服及び検修型制服

前記アの表記載の3社（番号3、5及び6記載の事業者）は、遅くとも平成24年9月5日以降、J R東日本向け技術型制服及び検修型制服について、発注単価の低落防止等を図るため、供給予定者を決定し、供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する旨の合意の下に

- (a) 既存業者を供給予定者とする
- (b) i 過去の発注実績から供給者が1者となることが見込まれる品目については、供給予定者が提示する見積価格は自ら定め、供給予定者以外の者は、供給予定者が提示する見積価格よりも高い見積価格を提示する
- ii 過去の発注実績から供給者が2者となることが見込まれる品目については、供給予定者が提示する見積価格は自ら又は供給予定者間で定め、供給予定者以外の者は、供給予定者が提示する見積価格よりも高い見積価格を提示し、最も低い見積価格を提示する供給予定者がジェイアール東日本商事との価格

交渉において最初に応諾する

などにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、JR東日本向け技術型制服及び検修型制服の取引分野における競争を実質的に制限していた。

c JR東日本向け盛夏シャツ・ズボン

前記アの表記載の3社（番号2、3及び7記載の事業者）は、遅くとも平成24年9月5日以降、JR東日本向け盛夏シャツ・ズボンについて、発注単価が既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、3社が継続して供給できるようにする旨の合意の下に

- (a) 帝国繊維(株)（以下「帝国繊維」という。）（注9）、丸紅メイト(株)及び東洋物産(株)がジェイアール東日本商事に提示する見積価格等について情報交換する
- (b) ジェイアール東日本商事とのそれぞれの価格交渉の状況を踏まえつつ、帝国繊維の価格交渉に新陽が同席して対応し、3社が供給できる額で帝国繊維が最初に応諾する

などにより、発注単価が既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、3社が継続して供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、JR東日本向け盛夏シャツ・ズボンの取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注9）帝国繊維がジェイアール東日本商事に提示する見積価格は、新陽(株)（以下「新陽」という。）が実質的に策定し、さらに、新陽は、ジェイアール東日本商事と帝国繊維の価格交渉に同席して自らが対応することにより、発注単価の応諾に実質的に関与していた。

(イ) JR西日本発注の制服

前記アの表記載の9社（番号3、5、6及び8ないし13記載の事業者）は、遅くとも平成23年6月13日以降（伊藤忠商事(株)にあつては平成26年4月11日以降）、JR西日本向け制服について、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべき者（以下(2)において「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるよう協力する旨の合意の下に

- a (a) 既存業者（見積り合わせが行われる時点で当該制服の品目を受注している者をいう。）を受注予定者とする
- (b) 受注予定者が提示する見積価格（再提示する見積価格を含む。）は受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者から直接又は見積り合わせ参加者の見積価格を取りまとめていた者を通じて連絡を受けた見積価格よりも高い見積価格を提示する
- b (株)チクマは、(株)ジェイアール西日本伊勢丹（以下「ジェイアール西日本伊勢丹」という。）と共に前記aの行為を実施し、かつ、ジェイアール西日本伊勢丹が提示する見積価格を調整する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、JR西日本向け制服の取引分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

公正取引委員会は、前記イの違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

(7) J R東日本発注の制服

- a 各取引分野における排除措置命令の対象事業者（以下(2)において「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (a) 前記イ(7) a, b 又は c の行為を取りやめていることを確認すること。
 - (b) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、J R東日本向け接客型制服若しくはJ R東日本向け技術型制服及び検修型制服について、供給予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと、若しくはJ R東日本向け盛夏シャツ・ズボンについて、発注単価が既存の発注単価と同額若しくはそれ以上の額となるようにし、継続して供給できるようにする行為をせず、各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと。
- b 名宛人は、それぞれ、前記 a に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人並びにJ R東日本及びジェイアール東日本商事に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- c 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、J R東日本向け接客型制服若しくはJ R東日本向け技術型制服及び検修型制服について、供給予定者を決定し、若しくはJ R東日本向け盛夏シャツ・ズボンについて、発注単価が既存の発注単価と同額若しくはそれ以上の額となるようにし、名宛人が継続して供給できるようにする行為をしてはならない。

(4) J R西日本発注の制服

- a 名宛人は、それぞれ、次の事項を、取締役会（㈱岩本商会にあっては株主総会）において決議しなければならない。
 - (a) 前記イ(4)の行為を取りやめていることを確認すること。
 - (b) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、J R西日本向け制服について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- b 名宛人は、それぞれ、前記 a に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人並びにJ R西日本及びジェイアール西日本商事に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- c 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、J R西日本向け制服について、受注予定者を決定してはならない。

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成30年8月13日までに、それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（J R東日本発注の制服について総額2614万円。J R西日本発注の制服について総額1915万円。）を支払わなければならない。

(3) ハードディスクドライブ（注1）用サスペンション（注2）の製造販売業者に対する件（平成30年（措）第5号）

排除措置年月日	違反法条
30. 2. 9	独占禁止法第3条後段

(注1) 「ハードディスクドライブ」(以下「HDD」という。)とは、磁性面を持つ「メディア」と呼ばれる円盤を高速回転させ、磁気ヘッド(情報を読み書きする部品。以下同じ。)によって磁氣的にデータをメディアに書き込む又はメディアからデータを読み取る記録装置をいう。

(注2) 「サスペンション」とは、磁気ヘッドを支える精密板ばねをいう。

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	日本発條㈱	横浜市金沢区福浦三丁目10番地	代表取締役 茅本 隆司	○	7億1422万円
2	ナット・ペリフェラル (ホンコン)・カンパニー・リミテッド	中華人民共和国香港特別行政区 クーロン カントン ロード33 チャイナホンコン シティ タワー3 ナ インスフロア スイートナ ンバー15B-17	大竹 一彦	○	3億6194万円
3	TDK㈱	東京都港区芝浦三丁目9番1号	代表取締役 石黒 成直	—	—
4	エスエーイー・マグネ ティクス (ホン コン)・リミテッド	中華人民共和国香港特別行政区 シャーティン ホン コンサイエンスパーク サ イエンスパークイーストア ベニュー6 エスエーイー テクノロジーセンター	リチャード ハン	—	—
5	マグネコンプ・プレシ ジョン・テクノロ ジー・パブリック・カン パニー・リミテッド	タイ王国 アユタヤ ワン ノイアンプー ラムサイ タムボン パホンヨーティ ンロード ムー5 162	アルバート オン	—	—
合計				2社	10億7616万円

(注3) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示している。

(注4) 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象ではないことを示している。

イ 違反行為の概要

- (7) 前記アの表記載の日本発條㈱(以下「日本発條」という。), 日本発條の子会社であるナット・ペリフェラル(ホンコン)・カンパニー・リミテッド(以下「NAT」という。)及びTDK㈱(以下「TDK」という。)は、平成19年8月31日から平成21年1月28日までの間、営業責任者による会合を複数回にわたり開催し、HDD用サスペンション(以下「サスペンション」という。)の販売分野において、共同して、国外のサスペンション製造販売業者に対抗し、日本発條及びNATの2社(以下「日本発條2社」という。)と、TDK、前記アの表記載のTDKの子会社であるエスエーイー・マグネティクス(ホンコン)・リミテッド(以下「SAE」という。)及びマグネコンプ・プレシジョン・テクノロジー・パブリック・カンパニー・リミテッド(以下「MPT」という。)の3社(以下「TDK3社」という。)がそれぞれの市場シェア及び利益を確保するため、相互に協調し、サスペンションの販売価格を維持する旨の認識を相互に確認した。
- (4) TDKは、SAE及びMPTに対し、前記(7)の認識を伝達し、サスペンションの販売分野において日本発條2社と協調するよう指示した。

- (ウ) 前記アの表記載の5社は、前記(イ)の確認を行った以降、我が国のHDD製造販売業者向けサスペンションの販売分野における市場シェアを拡大するために協力するとともに、HDD製造販売業者に対するサスペンションの販売価格、市場シェア等について情報交換を行っていたところ、遅くとも平成25年4月頃以降、我が国のHDD製造販売業者向けのサスペンションについて、日本発條2社とTDK3社がそれぞれの市場シェア及び利益を確保するため、相互に協調し、販売価格を維持する旨を合意していた。
- (エ) 前記アの表記載の5社は、前記(ウ)の合意をすることにより、公共の利益に反して、我が国におけるサスペンションの販売分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

- (イ) 日本発條2社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
- a 前記イ(ウ)の合意が消滅していることを確認すること。
 - b 今後、他の事業者（日本発條にあってはNATを、NATにあっては日本発條を除く。以下(3)において同じ。）と共同して、我が国のHDD製造販売業者向けサスペンションの販売価格を決定せず、自主的に決めること。
 - c 今後、他の事業者と、我が国のHDD製造販売業者向けサスペンションの販売価格に関して情報交換を行わないこと。
- (ロ) 日本発條2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、TDK3社に通知するとともに、我が国のHDD製造販売業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (ハ) 日本発條2社は、今後、それぞれ、他の事業者と共同して、我が国のHDD製造販売業者向けサスペンションの販売価格を決定してはならない。
- (ニ) 日本発條2社は、今後、それぞれ、他の事業者と、我が国のHDD製造販売業者向けサスペンションの販売価格に関する情報交換を行ってはならない。
- (ホ) 日本発條は、サスペンションの販売活動に関する独占禁止法の遵守について、サスペンションの営業に関わる自社の役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成30年9月10日までに、それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額10億7616万円）を支払わなければならない。

- (4) 東日本電信電話㈱が発注する作業服の入札参加業者らに対する件（平成30年（措）第6号）

排除措置年月日	違反法条
30.2.20	独占禁止法第3条後段

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令
1	伊藤忠商事(株)	大阪市北区梅田三丁目1番3号	代表取締役 岡藤 正広	○
2	(株)チクマ	大阪市中央区淡路町三丁目3番10号	代表取締役 堀松 渉	○
3	双日ジーエムシー(株)	東京都港区赤坂八丁目1番22号	代表取締役 林屋 治夫	—
4	丸紅メイト(株)	東京都千代田区神田錦町三丁目20番地	代表取締役 岸 晴彦	—

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

- (7) a 伊藤忠商事(株) (以下「伊藤忠商事」という。)、双日ジーエムシー(株) (以下「双日ジーエムシー」という。)及び丸紅メイト(株) (以下「丸紅メイト」という。)の3社 (以下(4)において「3社」という。)は、東日本電信電話(株) (以下「NTT東日本」という。)等向け作業服 (注3) について、平成27年2月9日に開催した営業責任者らによる会合において、3社の中から受注すべき者 (以下(4)において「受注予定者」という。)を決定し、受注予定者は、受注予定者以外の者が納入している品目を当該受注予定者以外の者から購入することにより、それぞれが納入している品目を引き続き納入できるようにすることを合意した。
- b (株)チクマ (以下「チクマ」という。)は、平成27年3月頃、双日ジーエムシーに対し、NTT東日本等向け作業服について、競争入札が実施される場合は入札に参加する旨を伝え、双日ジーエムシーの協力を得て自社の入札参加資格を取得し、受注予定者が受注できるように協力することを同意し、これにより前記aの合意に加わった。
- (4) 双日ジーエムシー及び丸紅メイトは、(公財)日本ユニフォームセンター (以下「日本ユニフォームセンター」という。)の担当者から、平成27年4月中旬頃、本件入札 (注4) において3社及びチクマの4社 (以下(4)において「4社」という。)以外には入札参加に必要な生地見本等を提出した事業者がいらない旨、また、同年5月中旬頃、本件入札の目標価格 (注5) が既存の総価 (注6) と同程度である旨、情報を得て3社で共有した。さらに、3社は、同年5月中旬頃、日本ユニフォームセンターの担当者から、本件入札が不落となった場合は、NTT東日本が入札者と協議した上で複数の者と随意契約を締結する可能性がある旨の情報を得た。
- (7) a 3社は、遅くとも平成27年5月21日までに、NTT東日本等向け作業服について
- (a) 目標価格を上回る価格で複数回入札し、本件入札を不落にしてNTT東日本との協議に持ち込むこと
 - (b) 双日ジーエムシー及び丸紅メイトを受注予定者とし、伊藤忠商事は辞退すること
 - (c) 受注する品目 (以下「受注予定品目」という。) については、双日ジーエム

シーは伊藤忠商事が納入している6品目を購入した上で、当該6品目を含めた10品目、丸紅メイトは4品目とすること

(d) 総価については、双日ジーエムシーを最も低い価格とし、同社が全品目を受注した場合には、伊藤忠商事及び丸紅メイトが納入している品目を同社が購入すること

(e) 双日ジーエムシー及び丸紅メイトの品目ごとの単価については、それぞれの受注予定品目の単価が最も低くなるように入札することを合意した。

b チクマは、遅くとも平成27年5月21日までに、双日ジーエムシーに対し、NTT東日本等向け作業服について、双日ジーエムシーから連絡された総価及び品目ごとの単価で入札することを同意し、これにより前記a(a)の合意に加わった。

(イ) 4社は、前記のとおり、NTT東日本等向け作業服について、受注予定者を決定し、目標価格を上回る価格で入札し、受注予定者が受注できるようにして、既存の納入者が引き続き納入できるようにする旨を合意（以下「本件合意」という。）することにより、公共の利益に反して、NTT東日本等向け作業服の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注3)「NTT東日本等向け作業服」とは、NTT東日本が仕様を定め、NTT東日本及びその子会社等が購入する14品目の作業服をいう。

(注4) NTT東日本が平成27年5月21日に実施したNTT東日本等向け作業服に係る一般競争入札をいう。以下同じ。

(注5) NTT東日本が本件入札において落札決定の上限として定める価格をいう。以下同じ。

(注6) 品目ごとの単価に品目ごとの調達予定数量を乗じた総額をいう。以下同じ。

ウ 排除措置命令の概要

(7) 伊藤忠商事及びチクマの2社（以下(4)において「2社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

a 本件合意が消滅していることを確認すること。

b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、NTT東日本等向け作業服について、受注予定者又は納入すべき者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと。

(イ) 2社は、それぞれ、前記(7)に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、NTT東日本等向け作業服を購入する事業者へ通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(ウ) 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、NTT東日本等向け作業服について、受注予定者又は納入すべき者を決定してはならない。

エ 日本ユニフォームセンターに対する申入れについて

(7) 本件審査の過程において認められた事実

a 日本ユニフォームセンターは、NTT東日本等向け作業服に係る意見招請から調達までの各種相談、仕様書監修、生地検査、縫製品審査等に関する業務につい

て、NTT東日本との間で受託契約を締結しており、その際に、NTT東日本に対して秘密保持義務を負っていた。

b 日本ユニフォームセンターの担当者は、本件入札の実施に当たり、特定の販売業者に対し、

- (a) 4社以外には入札参加に必要な生地見本等を提出した事業者がない旨の情報を教示した。
- (b) 本件入札における目標価格が既存の総価と同程度である旨の情報を教示した。
- (c) 本件入札が不落となった場合は、NTT東日本が入札者と協議した上で複数の者と随意契約を締結する可能性がある旨の情報を教示した。

(4) 申入れの概要

前記(7) bの行為は、前記イの違反行為を助長したものと認められることから、公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を確保するため、日本ユニフォームセンターに対し、今後、前記(7) bと同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

(5) 東京都、東京港埠頭㈱又は成田国際空港㈱が発注する舗装工事の工事業者に対する件
(平成30年(措)第9号・第10号・第11号)

排除措置年月日	違反法条
30.3.28	独占禁止法第3条後段

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事	東京港埠頭㈱発注の特定舗装工事	成田国際空港㈱発注の特定舗装工事	合計
				排除措置命令	排除措置命令	排除措置命令	
				課徴金額	課徴金額	課徴金額	
1	日本道路㈱	東京都港区新橋一丁目6番5号	代表取締役 久松 博三	○ 8766万円	○ 9412万円	○ 6348万円	3件 2億4526万円
2	㈱NIPPON	東京都中央区八重洲一丁目2番16号	代表取締役 岩田 裕美	○ 8796万円	○ —	○ 4628万円	3件 1億3424万円
3	東亜道路工業㈱	東京都港区六本木七丁目3番7号	代表取締役 森下 協一	○ 6174万円	○ 922万円	○ 2259万円	3件 9355万円
4	前田道路㈱	東京都品川区大崎一丁目11番3号	代表取締役 今枝 良三	○ 3547万円	○ 4477万円	○ —	3件 8024万円
5	大成ロテック㈱	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	代表取締役 西田 義則	—	—	○ 7982万円	1件 7982万円
6	大林道路㈱	東京都千代田区神田猿樂町二丁目8番8号	代表取締役 福本 勝司	— 4975万円	—	— 1744万円	— 6719万円
7	世紀東急工業㈱	東京都港区芝公園二丁目9番3号	代表取締役 佐藤 俊昭	—	— 2808万円	—	— 2808万円
8	鹿島道路㈱	東京都文京区後楽一丁目7番27号	代表取締役 増永 修平	△	△	— 2421万円	— 2421万円

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事	東京港埠頭(株)発注の特定舗装工事	成田国際空港(株)発注の特定舗装工事	合計
				排除措置命令	排除措置命令	排除措置命令	
				課徴金額	課徴金額	課徴金額	
9	福田道路(株)	新潟市中央区川岸町一丁目53番地1	代表取締役 河江 芳久	○			1件
				1806万円			1806万円
違反事業者数				8社	7社	8社	延べ23社 (実数9社)
排除措置命令対象事業者数				5社	4社	5社	延べ14社 (実数6社)
課徴金納付命令対象事業者数				6社	4社	6社	延べ16社 (実数9社)
課徴金額				3億4064万円	1億7619万円	2億5382万円	7億7065万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「－」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注3) 表中の「／」は、当該取引分野における違反事業者ではないことを示している。

イ 違反行為の概要

(7) 東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事（注4）

前記アの表記載の8社（番号1ないし7及び9記載の事業者）は、遅くとも平成23年12月15日以降、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事について、受注価格の低落防止等を図るため

- a (a) 受注すべき者又は特定建設工事共同企業体（以下(5)イ(7)及び(9)において「受注予定者」という。）を決定する
- (b) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意の下に

- b (a) 受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）が1社のときは、その者又はその者を代表者とする特定建設工事共同企業体を受注予定者とする
- (b) 受注希望者が複数社のときは、当該工事に関する営業努力又は当該工事の施工場所を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注4) 「東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事」とは、東京都が希望制指名競争入札（施工能力審査型総合評価方式によるものを含む。）の方法により発注する舗装工事（当該工事以外の工事が併せて発注されるものを含む。）であって、道路舗装工事の有資格者（道路舗装工事の競争入札参加資格者として東京都に登録されている者をいう。以下同じ。）又は道路舗装工事の有資格者を構成員とする特定建設工事共同企業体を入札参加者とするもののうち、二層式低騒音舗装工事（タイヤ及び路面から発生する騒音の低減機能を向上させるために、空隙率の高いポーラスアスファルト混合物を二層構造とし、上層に下層より小粒径の骨材を用いる舗装工事のうち、二層を同時に舗設する工法の

みを用いるものをいう。)が含まれるものをいう。

(イ) 東京港埠頭(株) (以下「東京港埠頭」という。) 発注の特定舗装工事 (注5)

前記アの表記載の7社(番号1ないし7記載の事業者)は、遅くとも平成24年1月26日以降、東京港埠頭発注の特定舗装工事について

- a 受注すべき者(以下(5)イ(i)において「受注予定者」という。)を決定する
- b 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意の下に、当該工事に関する営業努力を勘案するなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、東京港埠頭発注の特定舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注5)「東京港埠頭発注の特定舗装工事」とは、東京港埠頭が一般競争入札の方法により発注するコンテナ埠頭等の整備、改良又は補修工事であって、道路舗装工事の有資格者を入札参加者とするものをいう。

(ウ) 成田国際空港(株) (以下「NAA」という。) 発注の特定舗装工事 (注6)

前記アの表記載の8社(番号1ないし8記載の事業者)は、遅くとも平成23年9月30日以降、NAA発注の特定舗装工事について、受注価格の低落防止等を図るため

- a (a) 受注予定者を決定する
- (b) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

- b (a) 次のいずれかの方法により受注予定者を決定する
 - i 受注希望者が1社のときは、その者又はその者を代表者とする特定建設工事共同企業体を受注予定者とする
 - ii 受注希望者が複数社のときは、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する
- (b) 受注予定者が提示する見積価格は、受注予定者が定め(受注予定者が特定建設工事共同企業体である場合にあってはその代表者が他の構成員と調整して定め)、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた見積価格よりも高い見積価格を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、NAA発注の特定舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注6)「NAA発注の特定舗装工事」とは、NAAが簡易型総合評価方式(平成24年4月1日以降は簡易型総合評価方式〔通常型〕)による公募型競争の方法により発注する舗装工事(当該工事以外の工事が併せて発注されるものを含む。)であって、空港舗装工事の契約参加資格者としてNAAに登録されていることを応募資格とするものをいう。

ウ 排除措置命令の概要

前記イの違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

(7) 各取引分野における排除措置命令の対象事業者(以下(5)において「名宛人」という。)は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

- a 前記イの行為を取りやめていることを確認すること。

- b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、
- (a) 東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事
 - (b) 東京港埠頭が発注するコンテナ埠頭等の整備、改良又は補修工事その他の舗装工事（当該工事以外の工事が併せて発注されるものを含む。）であって、道路舗装工事の有資格者を入札参加者とするもの
 - (c) N A Aが発注する舗装工事（当該工事以外の工事が併せて発注されるものを含む。）であって、空港舗装工事の契約参加資格者としてN A Aに登録されていることを応募資格とするもの
- について、受注予定者（注7）を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

（注7）(a)及び(c)にあつては受注すべき者又は特定建設工事共同企業体をいい、また、(b)にあつては受注すべき者をいう。以下(ウ)においても同じ。

- (イ) 名宛人は、それぞれ、前記(ア)に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人及び発注者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (ウ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記(ア) b の工事について、受注予定者を決定してはならない。

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成30年10月29日までに、それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額7億7065万円）を支払わなければならない。

- (6) 米国ドル建て国際機関債の取引を行う事業者に対する件（平成29年度に違反認定したものの排除措置命令を行わなかった事例）

公表年月日	違反法条
30. 3. 29	独占禁止法第3条後段

ア 事業者

名称	所在地	代表者
ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12	ジョン・クライアン
メリルリンチ・インターナショナル	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国） ロンドン キング・エドワード・ストリート 2	アレクサンダー・ウィルモット・シットウェル

イ 本件違反行為等

(7) 見積依頼等

我が国に所在する特定の金融機関（以下「特定顧客」という。）は、平成24年5月30日、特定の国際機関が新たに発行する額面金額計3億ドルの米国ドル建て国際機関債（以下「新発債」という。）を購入する取引及び自社の保有する当該国際機関が発行した額面金額計2億5000万ドルの米国ドル建て国際機関債（以下「既発債」という。）を売却する取引を同一の金融機関との間で行う入替取引（以下「本

件取引」という。)を実施するため、新発債の主たる引受幹事会社であった、ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(以下「ドイチェバンク」という。)及びメリルリンチ・インターナショナル(以下「メリルリンチ」という。また、以下(6)において、両社を併せて「2社」という。)を含む英国ロンドンに本店又は営業所が所在する金融機関3社(以下(6)において「金融機関3社」という。)に対して、本件取引の取引条件について、見積依頼を行った。

特定顧客は、金融機関3社のうち、新発債を特定顧客に売却でき、かつ、特定顧客にとって最も有利な既発債の取引条件を提示した者と本件取引を行うこととしており、金融機関3社は、このことを認識していた。

(4) 合意内容

2社は、平成24年5月30日、それぞれ、本件取引に関する見積依頼の連絡を受け、2社の英国ロンドンに所在する本店又は営業所において米国ドル建て国際機関債の値付けを行うトレーダーの間で、情報ベンダーが提供するチャット機能を利用して既発債の購入に関する情報交換を行った。その上で、2社は、既発債について、メリルリンチが、ドイチェバンクが特定顧客に提示したとするスプレッド(注1)よりも大きい値(注2)を特定顧客に提示することにより、ドイチェバンクが本件取引を受注できるようにすることに合意した。この際、2社は、金融機関3社のうち2社以外の1社が本件取引に消極的であるとの認識を共有していた。

(5) 実施状況

2社は、平成24年5月30日、それぞれ、特定顧客に対し、新発債を売却できる旨を回答するとともに、メリルリンチは、前記(4)の合意に基づき、既発債について、ドイチェバンクが特定顧客に提示したとするスプレッドよりも大きい値を提示した。

その結果、同日、特定顧客は、既発債について、自社にとって最も有利なスプレッドを提示したドイチェバンクとの間で取引条件の交渉を行い、ドイチェバンクとの間で本件取引を実施することを決定し、これにより、ドイチェバンクが本件取引を受注した。

(注1) ここでいう「スプレッド」とは、米国ドル建て国際機関債の利回りと、当該債券と償還期間が同程度の米国債の利回りとの差をいう。

(注2) 正の値のスプレッドが大きい値となるにつれて米国ドル建て国際機関債の価格は低下することとなる。

ウ 本件の処理等

(7) 法令の適用

以上の事実によれば、2社は、共同して、本件取引について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨合意することにより、公共の利益に反して、本件取引に係る取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

(4) 本件の処理

本件取引は平成24年5月30日に終了しており、前記の違反行為は同年5月31日以降既になくなっている。したがって、独占禁止法第7条第2項ただし書及び同法第

7条の2第27項に規定する期間（5年）が経過しているものと認められるため、公正取引委員会は、本件において2社に対して排除措置命令及び課徴金納付命令を行うことはできない。

また、公正取引委員会は、2社が、米国ドル建て国際機関債の取引に関する独占禁止法違反行為の未然防止に向けた取組及び同法の遵守に向けた取組を行っていることを確認している。

よって、当委員会は、本件審査を終了することとした。

2 独占禁止法第8条違反事件

（公社）神奈川県ＬＰガス協会に対する件（平成30年（措）第8号）

排除措置年月日	違反法条
30.3.9	独占禁止法第8条第3号

(1) 関係人

名称	所在地	代表者	正会員
（公社）神奈川県ＬＰガス協会	横浜市中区北仲通三丁目33番地	代表理事 古川 武法	神奈川県内でＬＰガス販売事業（注1）、 ＬＰガスの卸売事業及びＬＰガスのスタンド事業を行う者（注2）

（注1）「ＬＰガス」とは、液化石油ガスのことをいう。また、「ＬＰガス販売事業」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第3項に定める「液化石油ガス販売事業」をいう。

（注2）神奈川県内においてＬＰガス販売事業を行おうとする者は、あらかじめ、液化石油ガス法第3条第1項に基づき、神奈川県を含む二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあっては経済産業大臣の登録を、また、神奈川県内の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあっては神奈川県知事の登録を受けなければならない。

（注3）前記（注2）の登録を受けようとする者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第6条において定められた要件に適合するＬＰガス損害賠償責任保険（注4）の契約を損害保険会社と締結する必要がある。

（注4）「ＬＰガス損害賠償責任保険」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第6条に規定する損害賠償責任保険契約に係る保険をいう。ＬＰガス損害賠償責任保険には、平成29年3月末時点で、①協会団体保険（一般社団法人全国ＬＰガス協会〔以下「全国ＬＰガス協会」という。〕が損害保険会社と契約している団体保険）、②全農団体保険（全国農業協同組合連合会が損害保険会社と契約している団体保険）、③個別保険（ＬＰガス損害賠償責任保険のうち、損害保険会社がＬＰガス販売事業者との間で個別に契約を締結するもの）がある。

(2) 違反行為の概要

ア 神奈川県ＬＰガス協会は、遅くとも平成26年11月以降、入会希望者の入会の可否を決定する理事会において、切替営業（注5）を行う入会希望者の入会申込みについて否決している。

イ(7) 神奈川県ＬＰガス協会は、神奈川県内の区域内にのみ販売所を設置する同一のＬＰガス販売事業者から、平成26年10月22日から平成28年10月20日までの間に5回の入会申込みを受け、当該ＬＰガス販売事業者が所在する支部（注6）の支部長から当該ＬＰガス販売事業者が切替営業を行う者であること等の報告がなされ、平成26年11月、平成27年7月、同年11月、平成28年4月及び同年11月に開催した5回の理事会において「公益社団法人神奈川県ＬＰガス協会入会及び退会規程」の特定の規定

等によりいずれも入会申込みについて否決した。

- (イ) 前記(ア)のL Pガス販売事業者は、前記(ア)のとおり神奈川県L Pガス協会に入会できなかったため、協会団体保険（注7）に加入することができなかった。

また、当該L Pガス販売事業者は、平成26年10月14日から平成28年10月14日までの間、協会団体保険に加入するまでという前提で損害保険会社と個別保険の契約を締結していたが、当該損害保険会社は、当該L Pガス販売事業者が神奈川県L Pガス協会に入会できていないことを理由に、当該L Pガス販売事業者に対し、平成28年8月頃に個別保険の契約の更新を拒否する旨連絡した。

その後、当該L Pガス販売事業者は、代理人である弁護士を通じて当該損害保険会社に個別保険の契約の更新を求め、その結果、1年間の個別保険の契約の更新が認められたが、当該損害保険会社から、当該L Pガス販売事業者が神奈川県L Pガス協会に入会し、平成29年10月からは協会団体保険に加入することを求められた。しかし、当該L Pガス販売事業者は、前記(ア)のとおり平成28年11月に開催された理事会においても入会申込みについて否決され、神奈川県L Pガス協会に入会できなかったため、協会団体保険に加入することができなかった。

- ウ 神奈川県L Pガス協会は、前記のとおり、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のL Pガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。

（注5）「切替営業」とは、既に他のL Pガス販売事業者からL Pガスの供給を受けている一般消費者等に対する、供給元を自社に切り替えることを目的とした勧誘等の営業活動をいう。

（注6）神奈川県L Pガス協会は、神奈川県を17の地域に分けて、それぞれ支部を置いている。

（注7）「協会団体保険」とは、L Pガス損害賠償責任保険の一つである。協会団体保険には、全国L Pガス協会の会員である神奈川県L Pガス協会等の会員又は全国L Pガス協会の会員しか加入することができない。

(3) 排除措置命令の概要

- ア 神奈川県L Pガス協会は、入会希望者の入会の可否についての決定に際して、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決する行為を取りやめなければならない。

- イ 神奈川県L Pガス協会は、前記アの行為を取りやめる旨及び今後、前記アの行為と同様の行為を行わない旨を、理事会において決議しなければならない。

- ウ 神奈川県L Pガス協会は、前記ア及びイに基づいて採った措置を正会員に通知し、かつ、正会員以外の神奈川県の区域内に販売所を設置するL Pガス販売事業者に周知しなければならない。

- エ 神奈川県L Pガス協会は、今後、前記アの行為と同様の行為を行ってはならない。

オ 神奈川県ＬＰガス協会は、今後、神奈川県ＬＰガス協会の活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成を行うために必要な措置を講じなければならない。
この措置の内容については、前記エの措置が遵守されるために十分なものでなければならない。

(4) 経済産業省に対する要請

本件審査の過程において、神奈川県ＬＰガス協会に入会せずに神奈川県の区域内にのみ販売所を設置してＬＰガス販売事業を行おうとする者にとって、ＬＰガス損害賠償責任保険の契約の締結が一般的に困難な状況にある事実が認められたため、公正取引委員会は、競争政策の観点から、液化石油ガス法を所管する経済産業省に対し、ＬＰガス販売事業を行おうとする者にとってＬＰガス損害賠償責任保険の契約が容易となるような環境整備を図るよう要請した。

3 独占禁止法第19条違反事件

大分県農業協同組合に対する件（平成30年（措）第7号）

排除措置年月日	違反法条
30. 2. 23	独占禁止法第19条（一般指定第4項）

(1) 関係人

名称	所在地	代表者	組合員	事業の概要
大分県農業協同組合	大分市大字羽屋600番地の10	代表理事 力徳 昌史	大分県の区域内において農業を営む者等	こねぎ（注1）（味一ねぎ〔注2〕）等の農産物の販売等

（注1）「こねぎ」とは、土耕栽培により生産されるこねぎをいう。こねぎは、大分県内においては、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市及び国東市の5市（以下 3 において「5市」という。）で主に栽培されている。

（注2）「味一ねぎ」とは、大分県農業協同組合（以下「大分県農協」という。）が「味一ねぎ」の銘柄で出荷するこねぎをいう。味一ねぎは、大分県内で生産されるこねぎの中で最も生産量が多く、国、大分県等によって生産者育成支援がなされている。

以下、大分県農協における味一ねぎに係る販売事業並びに大分県農協の運営施設である調整場及びパッケージセンター（以下「集出荷施設」という。）に係る利用事業を「味一ねぎに係る販売事業等」という。

(2) 違反行為の概要

ア 大分県農協は、大分味一ねぎ生産部会（以下「味一ねぎ部会」という。〔注3〕）による除名の措置（注4）を受け、味一ねぎに係る販売事業等における5名の取扱いについて検討を行い、5名が出荷するこねぎを「味一ねぎ」の銘柄で販売せず、別の新たな銘柄で販売する方針を決定し、平成26年5月22日頃、5名に対し、口頭で当該方針を通知した。

イ 5名は、前記アの方針について、大分県農協に対し、5名が出荷するこねぎを引き続き「味一ねぎ」の銘柄で販売するよう要請した。しかし、大分県農協は、同要請を拒否し、その後も5名に対して「味一ねぎ」とは別の新たな銘柄での販売を検討するよう繰り返し求め、また、平成27年3月10日付けの文書により、5名に対し、前記ア

と同内容の方針を改めて通知した。

ただし、この段階では、大分県農協は、別の新たな銘柄が決まるまでの当面の措置として、5名が味一ねぎに係る販売事業等を利用することを認めていた。

なお、5名のうち1名は、前記アの大分県農協からの通知以降、5名を代表して大分県農協と交渉を行っていたが、5名の要請が認められないため、平成26年11月頃以降、大分県農協に対するこねぎの販売委託を取りやめた。

ウ 5名のうち前記イの1名を除く4名（以下 **3** において「4名」という。）は、大分県農協から前記イの対応等をされたことによって、味一ねぎに係る販売事業の利用を諦めざるを得なくなり、平成27年6月29日付けの文書により、4名が出荷するこねぎの販売に係る新たな銘柄の決定を大分県農協に一任した。

エ 大分県農協は、平成27年8月28日頃、4名に対し、4名のこねぎについて、出荷場所をパッケージセンターから他の施設に変更すること等を通知した。これに伴い、4名は、大分県農協に出荷するこねぎについて、集出荷施設を利用することができなくなった。

オ 大分県農協は、平成27年9月1日以降、4名から販売を受託するこねぎについて、出荷前作業（注5）を行わず、無銘柄のこねぎとして共同販売するようになった（注6）。

カ 4名は、前記オの共同販売では販売単価が低く、採算が合わなかったこと等から、平成27年9月以降、順次、大分県農協に対するこねぎの販売委託を取りやめた（注7）。

（注3）味一ねぎ部会は、5市においてこねぎの生産を行っている大分県農協の組合員によって構成されている、大分県農協の事業推進組織である。

（注4）味一ねぎ部会は、平成26年3月頃、大分県農協の組合員であり、味一ねぎ部会の会員であった大分県中津市及び宇佐市においてこねぎの生産等の事業を行っている会社5名（以下 **3** において「5名」という。）に対し、味一ねぎ部会の承認を得ていない個人出荷（こねぎを生産する大分県農協の組合員が大分県農協以外にこねぎを出荷すること）を取りやめなければ除名の対象となり得ることを通知し、4月14日、当該承認を得ずに個人出荷を続けていることを理由に5名を除名した。

（注5）「出荷前作業」とは、調整作業後のこねぎについて、一定の重量ごとに結束して袋詰めにした上で一定の数量ごとに梱包する作業をいう。

（注6）無銘柄で共同販売されていたこねぎに係る対価は、味一ねぎに係る販売事業を利用する場合の対価と比べて低い金額であった。

（注7）5名の中には、平成27年9月以降（前記イの1名にあっては、平成26年11月以降）、こねぎの出荷量を1割ないし4割程度減少させた者がいた。

(3) 排除措置命令の概要

ア 大分県農協は、組合員からこねぎの販売を受託する取引（以下「こねぎの販売受託」という。）に関し、個人出荷を理由として味一ねぎ部会を除名された5名に対して行っている味一ねぎに係る販売事業等を利用させない行為を取りやめなければならない。

- イ 大分県農協は、前記アの行為を取りやめる旨及び今後、こねぎの販売受託に関し、個人出荷をしている組合員に対し、味一ねぎに係る販売事業等において他の組合員よりも不利な取扱いをしない旨を、経営管理委員会において決議しなければならない。
- ウ 大分県農協は、前記ア及びイに基づいて採った措置を、味一ねぎ部会の会員である組合員及び5名に通知しなければならない。
- エ 大分県農協は、今後、こねぎの販売受託に関し、個人出荷をしている組合員に対し、味一ねぎに係る販売事業等において他の組合員よりも不利な取扱いをしてはならない。
- オ 大分県農協は、今後、自らに農産物を出荷する組合員との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び当該取引に係る事業に関わる役職員に対する周知徹底を行うために必要な措置を講じなければならない。

第3 警告等

1 警告

平成29年度において警告を行ったものの概要は、次のとおりである。

第8表 平成29年度警告事件一覧表

一連番号	件名	内容	関係法条	警告年月日
1	北海道電力㈱に対する件	北海道電力㈱は、次の①及び②の行為により、不当に、相手方により差別的な対価をもって取引していた疑い。 ① 北海道において特別高压又は高压で供給する電気に関して、平成28年3月3日、新設の需要家に対しては、当該需要家の利用形態において最も電気料金が安くなることが見込まれる契約種別（最適メニュー）を適用する一方、戻り需要家に対しては、利用形態のいかんにかかわらず、戻り需要家であるという理由により、その小売供給契約における供給開始日から1年間、標準約款を適用する方針（基本方針）を決定した。 ② 基本方針に基づき、平成29年3月までの間に北海道電力と小売供給契約を締結した全ての戻り需要家に対し標準約款を適用した。これらの戻り需要家のうち産業用の戻り需要家の全て及び業務用の戻り需要家の過半については、従前、最適メニューとしてオプション契約約款を適用していたにもかかわらず、これを認めなかった。このため、少なくとも料金比較の試算が可能であった産業用の戻り需要家の大部分に対し、最適メニューが適用された場合に比して高額な電気料金で電気を供給した。	第19条（第2条第9項第2号、一般指定第3項）	29. 6. 30

一連 番号	件 名	内 容	関係法条	警告年月日
2	(株)カネスエ商事 に対する件	(株)カネスエ商事は、愛知県犬山市に所在する「カネスエ五郎丸店」と称する食品スーパーにおいて、平成29年5月11日から同月18日までの間に、野菜の主力商品であり、消費者の購買頻度が高い、キャベツ、ほうれん草、もやし、大根、レタス及び小松菜の6品目の野菜をいずれも1円で販売し、また、きゅうりを3本3円で販売し、当該店舗の周辺地域に所在する野菜等の販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。	第19条（第2条第9項第3号）	29. 9. 21
3	(株)ワイストアに に対する件	(株)ワイストアは、愛知県犬山市に所在する「ワイストア犬山店」と称する食品スーパーにおいて、平成29年5月11日から同月18日までの間に、野菜の主力商品であり、消費者の購買頻度が高い、キャベツ、ほうれん草、もやし、きゅうり、大根及びレタスの6品目の野菜をいずれも1円で販売し、当該店舗の周辺地域に所在する野菜等の販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。	第19条（第2条第9項第3号）	29. 9. 21

2 注意

平成29年度において注意・公表を行ったものの概要は、次のとおりである。

第9表 平成29年度注意・公表事件一覧

件 名	内 容	関係法条	注意年月日
阿寒農業協同組合 に対する件	阿寒農業協同組合は、組合員に対し、取引上優越した地位にあると認められる可能性があるところ、同農協は、組合員が出荷する農畜産物の出荷量等に応じた賦課金を徴収すること及び組合員が同農協へ出荷を行う場合に徴収する販売手数料から賦課金に相当する額を減額することにより、生乳の取引について、同農協以外へ出荷を開始した組合員1名に対し、金銭的不利益を課しており、独占禁止法違反につながるおそれがあった。	第19条（第2条第9項第5号）	29. 10. 6

3 自発的な措置に関する公表

平成29年度において、審査の過程において、事業者から自発的な改善措置の報告を受け、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要を公表したものの概要は、次のとおりである。

第10表 平成29年度自発的な措置に関する公表事案一覧

一連 番号	件 名	内 容	公表年月日
1	アマゾンジャパン（同）に対する件	アマゾンジャパン（同）が、Amazon マーケットプレースの出品者との間の出品関連契約において価格等の同等性条件（注1）及び品揃えの同等性条件（注2）を定めることにより、出品者の事業活動を制限している疑いがあった。 （注1）出品者が Amazon マーケットプレースに出品する商品の販売価格及び販売条件について、購入者にとって、他の販売経路のものと比べて有利か又は同等のものとする条件。 （注2）色やサイズ等のバリエーションについて、出品者が他の販売経路で販売している全てのバリエーションを、Amazon マーケットプレースにも出品する条件。	29. 6. 1
2	アマゾン・サービス・インターナショナル・インクからの報告	アマゾン・サービス・インターナショナル・インクが、Amazon.co.jp ウェブサイト上で配信される電子書籍に関する出版社等との間の契約において、出版社等の一般消費者等に対する小売価格を他の電子書籍配信プラットフォームにおける小売価格と同等とすること等を定めていた。	29. 8. 15

第4 告発

私的独占、カルテルなどの重大な独占禁止法違反行為については、排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ、これらについては公正取引委員会による告発を待つて論ずることとされている（第96条及び第74条第1項）。

公正取引委員会は、平成17年10月、平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

平成29年度においては、東海旅客鉄道㈱が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注調整事件について、以下のとおり、検事総長に告発した。

東海旅客鉄道㈱が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注調整に係る告発（平成30年3月23日告発）

(1) 被告発人

ア 被告発会社（下表記載の4社）

イ 被告発会社大成建設㈱及び同鹿島建設㈱で中央新幹線に係る建設工事の受注等に関する業務に従事していた者2名（以下「被告発人2名」という。）

被告発会社	代 表 者	本店の所在地
大成建設㈱	代表取締役 村田 誉之	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
鹿島建設㈱	代表取締役 押味 至一	東京都港区元赤坂一丁目3番1号
㈱大林組	代表取締役 蓮輪 賢治	東京都港区港南二丁目15番2号
清水建設㈱	代表取締役 井上 和幸	東京都中央区京橋二丁目16番1号

(2) 告発の根拠

ア 事実

被告発会社4社は、いずれも土木工事の請負業等を営む事業者であり、被告発人2名は、それぞれの所属する被告発会社の従業者として東海旅客鉄道(株)（以下「JR東海」という。）が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注等に関する業務に従事していたものであるが、被告発人2名並びに被告発会社(株)大林組及び同清水建設(株)に所属して前記同様の業務に従事していた従業者らにおいて、それぞれその所属する被告発会社の他の従業者らと共謀の上、それぞれその所属する被告発会社の業務に関し、平成26年4月下旬頃から平成27年8月下旬頃までの間、東京都内の飲食店等において、面談等の方法により、JR東海が被告発会社4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で見積りを行うこと等を合意した上、同合意に従って、前記ターミナル駅新設工事である品川駅新設（北工区）、品川駅新設（南工区）及び名古屋駅新設（中央工区）の各工事について、それぞれ受注予定事業者を決定し、当該各工事に係る競争見積において、見積書をJR東海に提出する前に、受注予定事業者である被告発会社が代表者となっている共同企業体の見積価格等に関する情報を、当該被告発会社の従業者が他の被告発会社の従業者に連絡するなどし、もって被告発会社4社が共同して、前記ターミナル駅新設工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記ターミナル駅新設工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したものである。

イ 罰条

独占禁止法第89条第1項第1号、第95条第1項第1号及び第3条並びに刑法第60条